スマートみやぎ健民会議 会則

(名称)

第1 本組織は、スマートみやぎ健民会議(以下「健民会議」という。)という。

(目的)

第2 みやぎ21健康プランを踏まえ、本県の健康課題の改善を目指し、県民の健康と幸せを実現するため、行政、企業、医療関係団体、保険者、関係機関・団体等の参画と協働により、健康に関する県民運動を推進し、全ライフステージを通じた切れ目のない健康づくりの支援体制を構築することを目的とする。

(活動)

- 第3 健民会議は、第2の目的を達成するために次の活動を行う。
 - (1) 県民の健康と幸せを実現するための健民運動の推進に関すること。
 - (2) 県民の健康づくりに関する情報の提供や理解の促進に関すること。
 - (3) 会員相互の情報共有、情報交換に関すること。
 - (4) 健康づくりに関する表彰に関すること。
 - (5) その他県民の健康づくりの推進に関すること。

(会員)

第4 健民会議は,第2の目的及び第3の活動に賛同する企業,保険者,医療・保健・教育・産業 分野の機関・団体,行政機関等を会員とする。

(会員の職務)

- 第5 会員は、次の活動を行う。
 - (1) 各会員の事業,活動及びサービス等を通じて,適正体重の維持を主眼に,県民への健康づくりの意識を浸透させる。
 - (2) 各会員の構成員等を対象とした意識啓発等を通じて、適正体重の維持を主眼に、構成員等への健康づくりの意識を浸透させる。

(優良会員)

第6 会員のうち、構成員または地域住民の健康づくりや、健康づくりを推進する環境整備に積極的に取り組み、取組の内容が別に定める基準を満たしている会員を優良会員とする。

(役員)

- 第7 健民会議に会長1名,副会長2名を置く。
- 2 会長は宮城県知事の職にある者を充てる。
- 3 副会長は、公益社団法人宮城県医師会及び宮城県商工会議所連合会の代表の職にある者を充てる。
- 4 会長の指名により、健民会議に顧問を置くことができる。

(役員の職務)

- 第8 会長は、健民会議を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会長は、別に定める第4の会員を代表する団体の代表の職にある者を招集し、連携・協働に係る健民会議の活動の方向性について必要な検討を行う。
- 4 顧問は、会長の求めに応じ、健民会議の運営に関して助言を行う。

(事務局)

- 第9 健民会議の事務局は、宮城県保健福祉部健康推進課に置く。
- 2 事務局をサポートするため、宮城県の関係課室で構成する庁内連絡調整会議を置く。

(その他)

第10 この会則に定めるもののほか、健民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成27年12月18日から施行する。

附則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成29年11月1日から施行する。